

第1章 はじめに

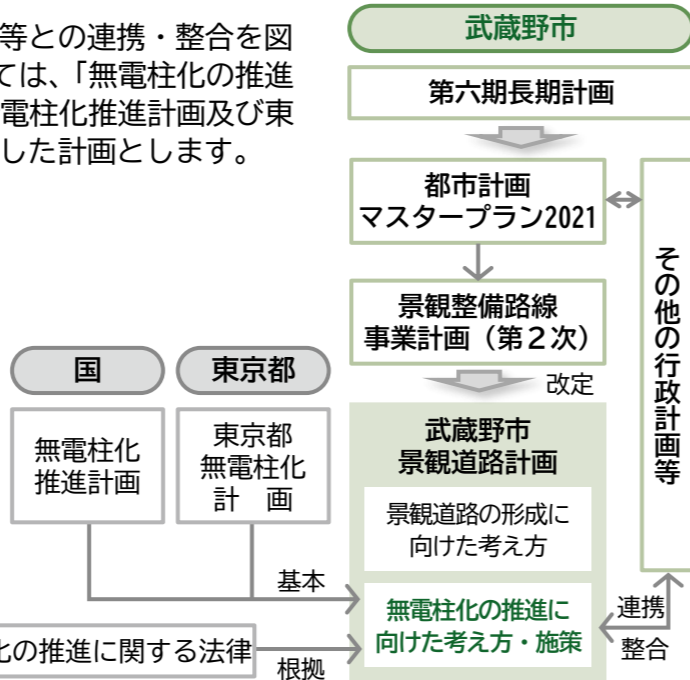
(1)景観道路とは 沿道を含めて、見た目の美しさに加え安全・安心や歩く楽しみを感じることのできる、良好な景観に資する道路と定義します。

(2)計画の目的 武蔵野市都市計画マスタープラン2021の将来像である「人をつなぐ、緑を育む 歩きたくなる」まちを実現するため、武蔵野市景観整備路線事業計画（第2次）を改定するものです。「景観道路の形成に向けた考え方」を定めるとともに、「無電柱化の推進に関する法律」第8条第2項の規定による「無電柱化の推進に向けた考え方・施策」（市町村無電柱化推進計画）を定めます。

(3)計画の位置づけ 本市の上位・関連計画等との連携・整合を図ります。また、本計画における第3・4章については、「無電柱化の推進に関する法律」に基づき策定するもので、国の無電柱化推進計画及び東京都の無電柱化計画を基本とし、本市の実情に即した計画とします。

(4)計画期間 10年間とします。
（令和5（2023）年度～令和14（2032）年度）
ただし、道路、景観等に関する状況の変化に応じて計画の見直しを検討します。また、計画策定から概ね5年が経過した段階で点検・評価を行い、施策・事業の見直しに反映します。

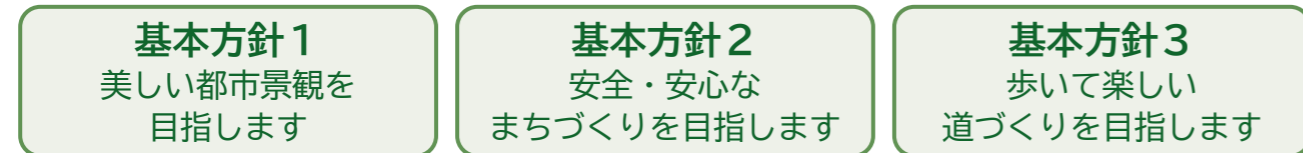
(5)計画の推進体制 行政機関だけでなく、地域住民や民間事業者等とも緊密に連携・協力しながら進めていきます。また、多様な分野と関連性があることから、庁内連携を強化し分野横断的に取り組みます。



第2章 景観道路の形成に向けた考え方

(1)景観道路の形成に関する基本方針

武蔵野市景観整備路線事業計画（第1次・第2次）の目的を継承し、次の3つを設定します。



(2)景観道路の形成に向けた主な施策

幹線道路や駅周辺などの賑わいの創出に寄与する道路等を中心として、次の6つの施策を展開します。なお、関連計画との整合や各関係者と連携を図りつつ、地域・道路の特性や整備費用、維持管理等を考慮した施策の内容を検討します。



第3章 無電柱化の推進に向けた考え方

(1)無電柱化の目的

景観道路の形成に関する基本方針を踏まえつつ、「災害の防止」「安全かつ円滑な交通確保」「良好な景観の形成」を目的に、国や東京都、隣接自治体、関係事業者と連携し、無電柱化を積極的に推進します。



(2)無電柱化の現状と課題

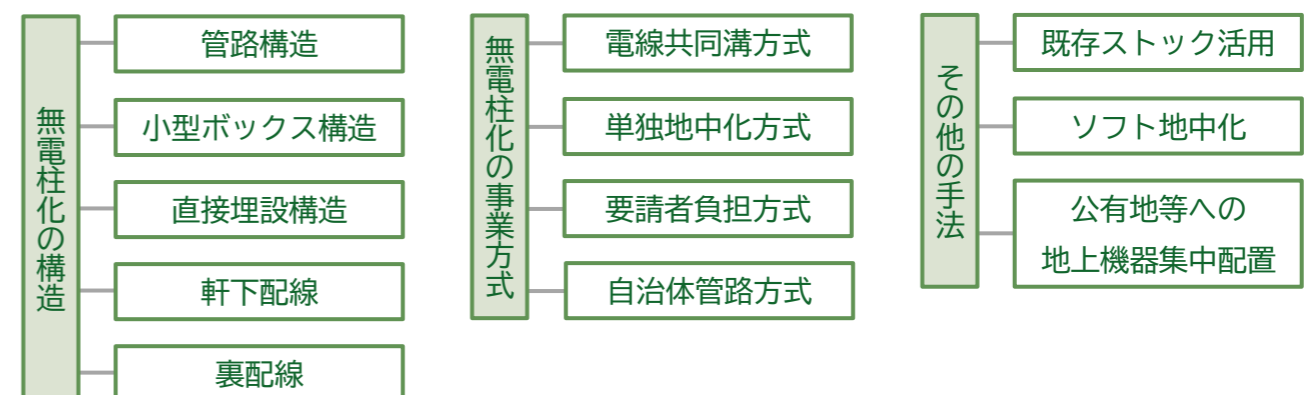
①無電柱化の現状

- 現状1 武蔵野市の無電柱化率 ・他自治体に比べ無電柱化整備が進んでおり、もともと電柱がない路線を含め市道で約15%、すべての道路で約16%の無電柱化率
- 現状2 駅周辺の無電柱化率 ・JR中央線の3駅を中心とした500m圏の無電柱化率は、吉祥寺駅が約32%、三鷹駅が約30%、武蔵境駅が約30%、合計で約31%
- 現状3 緊急輸送道路の無電柱化率 ・市内の緊急輸送道路のうち、約91%が都道、約9%が市道・無電柱化率は都道で約26%、市道で約2%
- 現状4 歩道幅員別の無電柱化整備率 ・歩道幅員が2.5m・3.5m以上になると無電柱化整備率が高くなるが、市道の約88%を占める歩道幅員が2.5m未満・歩道がない道路では約3%にとどまる。
- 現状5 電柱本数 ・平成29（2017）年から令和3（2021）年までにかけて、市内の電柱本数は微増（7,654本→7,726本）、市道では微減（4,604本→4,571本）
- 現状6 無電柱化設備の老朽化 ・初期に無電柱化整備した設備は電線管理者によるもので約50年、市によるもので約30年を迎えようとしている。

②無電柱化の課題

- 課題1 施工難度の高度化 ・現道内整備が中心となり、技術的な課題を抱えている路線が多い。・結果として事業期間の長期化や事業費の増大への対応が必要となる。
- 課題2 災害時の交通ネットワークの確保 ・緊急輸送道路等の無電柱化を早急に進め、市全体の防災性を高めていく必要がある。
- 課題3 地上機器設置場所の確保 ・歩道幅員が狭い、歩道がない道路が多くあるため、様々な手法を用いることで無電柱化を進める必要がある。
- 課題4 市のみで無電柱化を進めることの限界 ・電柱を増やさないために、関係者・市民の協力・理解を得る広報・啓発活動、取組が必要となる。
- 課題5 無電柱化設備の維持管理 ・電線管理者が整備した無電柱化設備も含め約50年を迎えるものがあるため、適切かつ計画的に維持管理を行う必要がある。

(3)無電柱化整備の手法



第4章 無電柱化の推進に関する施策

(1)無電柱化推進方針

方針1 景観整備 優先路線の継続	方針2 都市の強靱性向上と 歩きたくなる都市基盤の形成	方針3 様々な主体との 連携と手法の活用
-------------------------------	--	-----------------------------------

(2)無電柱化の目標

目標1 無電柱化率	令和4年度 16.4%	令和14年度 16.8%	目標2 整備進捗率	令和4年度 68.5%	令和14年度 77.6%
	➡			➡	

(3)市による無電柱化の推進に関する施策

①無電柱化整備計画

第2次計画の景観整備優先路線に加え、無電柱化の目的を考慮し、必要性の高い市道を無電柱化整備路線とし、景観道路の形成に向けた各施策についても検討します。

また、無電柱化整備に向けた課題の解決を図りながら整備を推進するため、「コスト縮減や新技術の採用」「地上機器設置場所等の工夫」「市民理解の促進や地域との連携」に留意しながら進めます。

②電柱新設の抑制

現在よりも電柱を増やさないため、「占用制限の活用」「沿道区域の電柱新設の抑制」「宅地開発での無電柱化促進」を検討します。

(4)関係者との連携による無電柱化の推進に関する施策

①まちづくりの機会を捉えた無電柱化

開発区域内の開発道路や開発区域周辺において、無電柱化に関する調整に向けた研究を行います。

②無電柱化設備の維持管理

設備情報を整理し、関係者との協議調整・協力の下で定期的な点検や補修・更新など計画的かつ適切に維持管理を進めます。

③事業の円滑化に向けた関係者の連携強化

電線管理者との協力の下、官民が連携した無電柱化推進の具体的な方法や電柱の新設抑制・削減方法について国や東京都等の動向を注視し、研究を進めます。

④都道の無電柱化推進との連携

広域道路ネットワークや緊急輸送道路の多くは都道であることから、東京都と緊密に連携して無電柱化した道路のネットワーク化を図り、防災性の向上等を図ります。

